

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

丸森町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県伊具郡丸森町

### 3 地域再生計画の区域

宮城県伊具郡丸森町の全域

### 4 地域再生計画の目標

本町の総人口は昭和 25 年（1950 年）の 29,898 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 6 年（2024 年）3 月末には 11,780 人まで落ち込んでいる。本町の将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所によると、合計特殊出生率や社会増減が現状のまま推移した場合、令和 42 年（2060 年）には総人口が 4,000 人程度となる見込みである。

年齢 3 区別の人口動態を見ると、年少人口（0～14 歳）は昭和 25 年（1950 年）の 11,337 人をピークに減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は昭和 55 年（1980 年）の 3,115 人から増加の一途をたどっており、令和 2 年（2020 年）の国勢調査時には年少人口が 1,063 人、老年人口が 5,305 人となっており、少子高齢化が急速に進行している状況にある。また、生産年齢人口（15～64 歳）も昭和 25 年（1950 年）の 17,004 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年（2020 年）には 5,894 人となっている。

本町の自然動態をみると、出生数は平成 7 年（1995 年）から平成 18 年（2006 年）までは年間 100 人程度であったが、近年は年間 50 人を下回り、令和 5 年度（2023 年度）は出生数 26 人となっている。その一方で、死亡数は年間 250 人程度で推移し、近年は微増傾向にあり、令和 5 年度（2023 年度）の出生数から死亡数を差し引いた自然増減は▲238 人（自然減）となっている。

社会動態をみると、平成 7 年（1995 年）に転入者 379 人、転出者 561 人となっ

て以降、転出者数が転入者数を常に上回っている状況が継続しており、令和5年度（2023年度）には転入者261人、転出者351人と▲90人の社会減となっている。

本町の人口減少・少子高齢化は進行し続けており、このままでは令和42年（2060年）には総人口が4,000人程度になると見込まれる。今後も人口減少・少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するために、本町では、出生数の増加に向けて、「こども・子育ての希望をかなえる」まちづくりを推進していくとともに、自然減を抑制していくため、「健康づくり」と「つながりづくり」を柱に据え、健康寿命の延伸に向けた対策を講じる。また、転入増加策として「Uターン促進」と「関係人口づくり」を柱に据えた施策を行っていくとともに、社会増に転じるようにしていくため、転出抑制策として「しごとづくり」と「多様な働き方」の推進を支援する。

さらに、定住促進も重要な柱であり、「住み続けたくなるまちづくり」を防災・減災対策を含む各分野において、今まで以上に住民視点のまちづくりを推進する。次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 こども・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標2 「健康づくり」と「つながりづくり」
- ・基本目標3 「Uターン促進」と「関係人口づくり」
- ・基本目標4 「しごとづくり」と「多様な働き方」
- ・基本目標5 「安心して快適な住み続けたくなるまちづくり」

### 【数値目標】

5-3の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生数	26人	30人	基本目標1
ア	子育てしやすいまちだと感じる	32.9%	70.0%	基本目標1

	保護者の割合			
ア	WARASUKOサロンに参加したことのある割合	31.1%	50.0%	基本目標 1
ア	不妊治療相談件数	7件	15件	基本目標 1
ア	子育てアプリの情報発信数	111件	120件	基本目標 1
ア	各種検定受験支援者数	262件	400件	基本目標 1
イ	健康寿命	男 79.95歳 女 82.65歳	男 80.45歳 女 83.15歳	基本目標 2
イ	主観的幸福感	6.85点	7.10点	基本目標 2
イ	健康づくり事業参加者数	856人	1,000人	基本目標 2
イ	健康情報発信件数	59件	150件	基本目標 2
イ	まちづくりワークショップの開催回数	0件	1件	基本目標 2
イ	まちづくりセンター利用者数	4,950件	5,100件	基本目標 2
ウ	年間移住者数	30人	30人	基本目標 3
ウ	Uターン者数	— 人	150人	基本目標 3
ウ	ふるさと納税件数	— 件	16,000件	基本目標 3
ウ	移住相談件数	37件	70件	基本目標 3
ウ	若者定住推進住宅退去後の定住率	75件	80件	基本目標 3
ウ	観光客入込数	561,751人	700,000人	基本目標 3
ウ	同窓会支援件数	— 件	5件	基本目標 3
エ	事業所数	450事業所	460事業所	基本目標 4
エ	農業生産額	48.2億円	51.0億円	基本目標 4
エ	企業立地奨励交付金件数	1件	1件	基本目標 4
エ	新規就農者数	2人	5人	基本目標 4
エ	起業支援者延べ人数	98人	150人	基本目標 4
エ	企業の農業参入件数	0件	2件	基本目標 4
オ	地区防災計画策定率	54%	100%	基本目標 5

オ	町の情報発信に対する満足度	一 点	3.5点	基本目標 5
オ	水防センター利用者数	0人	年60万人	基本目標 5
オ	防災ワークショップ開催件数	0件	2件	基本目標 5
オ	LINE登録者数	一 人	4,500人	基本目標 5
オ	行政手続きのオンライン化率	10%	50%	基本目標 5
オ	SNSのリーチ数	218,051件	240,000件	基本目標 5
オ	デザイン思考研修から生まれる新たな取り組み件数	1件	1件以上	基本目標 5

※ 令和6年度に実施した事業の効果検証については、第五次丸森町総合計画に記載の数値目標を活用する。

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

#### ① 事業の名称

丸森町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 丸森で活躍する人を育てる事業
- イ 地域が元気な丸森をつくる事業
- ウ 丸森で暮らす人を増やす事業

#### ② 事業の内容

ア 丸森で活躍する人を育てる事業

ふるさと丸森を愛する心を育てるとともに、高い学力を身につける教育環境の整備により、世界に羽ばたく意欲ある人材、町外へ発信力のある人材、地域の活力を担う人材と組織を育成する事業

### 【具体的な事業】

- ・「郷土愛」の醸成
- ・教育環境の整備
- ・スポーツ・レクリエーションの振興
- ・暮らしを彩る地域文化の保存・継承
- ・地域がかがやくまちづくりの推進
- ・住民自治組織運営支援事業
- ・地域活性化施設等整備事業
- ・複合的コミュニティ施設検討事業 等

## イ 地域が元気な丸森をつくる事業

地域資源を活かした産業の活性化、地域が主体の再生可能エネルギーの導入、健康寿命の延伸により、地域がいきいきとした元気な丸森をつくる事業

### 【具体的な事業】

- ・地域の特性を活かした農林業の振興
- ・多様な資源を活かした観光交流の推進
- ・生活を支える保健・医療の推進
- ・高齢者の暮らしを支えるまちづくりの推進
- ・防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点となる施設を中心としたまちづくりの推進
- ・観光交流人口の拡大を支える施設の充実 等

## ウ 丸森で暮らす人を増やす事業

企業誘致の推進と地域に根付いた雇用をつくとともに、子育て世代が生活しやすい環境づくりや生活利便性の確保などにより、丸森の定住人口を増やしていく事業

### 【具体的な事業】

- ・地域に活力をもたらす企業誘致の推進
- ・地域の賑わいを創出する商業の活性化
- ・安心して産み育てられる子育て環境の充実
- ・魅力的な環境整備による定住促進

・住民の生活を支える交通環境の充実 等

※ なお、詳細は第五次丸森町総合計画のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

第五次丸森町総合計画に記載の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

本計画に記載する重要業績評価指標達成状況について、毎年度 11 月頃に外部有識者による評価・検証を行い、検証後は、速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）の活用（内閣府）：

【E 2 0 0 1】

① 事業の名称

丸森町まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 「こども・子育ての希望をかなえる」事業

イ 「健康づくり」と「つながりづくり」に係る事業

ウ 「Uターン促進」と「関係人口づくり」に係る事業

エ 「しごとづくり」と「多様な働き方」に係る事業

オ 「安心して快適な住み続けたいくなるまちづくり」に係る事業

② 事業の内容

ア 「こども・子育ての希望をかなえる」事業

出産・子育てををする方たちの悩みに寄り添ったきめ細かい対応を実施し、「子育てしたい」と思うまちづくりを進めるとともに、「ここで育って良かった」というこどもたち自身の心を育む。

【具体的な事業】

・不妊治療等に係る費用等の助成

・子育ての知見のある方と子育て世代をつないで知識や経験を継ぐ機会の創

## 出事業

- ・ こどもの遊び場の確保
- ・ 子育て支援の充実
- ・ ICT 教育環境整備 等

## イ 「健康づくり」と「つながりづくり」に係る事業

こどもの時から自らの健康を意識し、良い生活習慣を保つ・改善する意識を身につけ、実践できるよう、健康づくりの推進に取り組む。

また、歩きやすい歩道の整備などを行うことで、自然に歩きたくなるなど、自発的な健康づくりをすべての町民が実施するまちづくりを推進する。

さらに、身体健康とともに、地域や外部との繋がりを持ち続けることも健康寿命の延伸には大切な要素であるため、地域づくりへの参加や各種交流会などを促進し、他者を尊重し、助け合いながら自らの生きがいを持ち、喜びを分かち合うような環境を整備する。

### 【具体的な事業】

- ・ オンライン診療の導入
- ・ 健康づくりサポート事業
- ・ 歩行者・自転車が移動しやすい安全安心な歩道整備
- ・ 地域公共交通のDX化
- ・ 若者のまちづくり参画支援
- ・ 空き校舎を活用した拠点整備事業 等

## ウ 「Uターン促進」と「関係人口づくり」に係る事業

幼少期、学童期、青年期に本町の魅力を認識してもらえるような取組を推進するとともに、デジタル社会によって住む場所が制限されなくなった時代だからこそ、居住する地として本町を選択してもらえるよう努める。

また、町にゆかりのある方たちが再び戻ってきたくなるようなまちづくりを推進し、転出過多の傾向を抑制する。

観光案内看板の見直しやウォーキングコースの新設を行うとともに、八雄館の再整備など齋理屋敷周辺エリアの無電柱化などの景観整備を行う。

さらに、観光から一步踏み込んだ、地域課題への支援をしていただける方を外部から取り込み、観光以上移住未満の関係人口（外部支援者）や二拠点居住者を出来るだけ多く確保するとともに、官民連携等の手法も取り入れながら地域課題をともに解決していく仲間を増やす。

**【具体的な事業】**

- ・ 高校との連携
- ・ 移住・定住・交流推進事業
- ・ 農村・都市交流促進事業
- ・ 観光 PR 事業
- ・ 森林・林業イベント事業の実施 等

**エ 「しごとづくり」と「多様な働き方」に係る事業**

町が積極的に多様な働き方が出来る環境づくりを促進し、本町で起業したくなる、働きたくなる、働きつづけられるような仕事づくりを積極的に支援し、企業・事業者の持続性を支援する。短時間労働者についてもマッチングの仕組みづくりなどを支援し、多様な働き方ができるしくみづくりを支援する。

**【具体的な事業】**

- ・ 起業支援推進事業
- ・ 子育て世代テレワーカーの育成
- ・ 企業立地等推進事業
- ・ 商工事業者支援事業 等

**オ 「安心して快適な住み続けたいまちづくり」に係る事業**

更なる防災・減災の取り組みを推進するため、水防センターを核とした情報発信を強化するとともに、こども達の防災体験や防災指導員の養成による人材育成を行い、災害時の基本である自助・共助を推進するための地区防災計画の策定率 100%を目指す。

また、人口減少社会における最大の課題と言える労働力不足について、行政においても、町民の利便性を高めつつ、少ない人員で効率的な行政運

営ができるような組織に変革する。

さらに、自治体 DX を推進し、町の魅力を積極的に情報発信するとともに、町民が住みやすく、住み続けたいまちづくりを推進する。

#### 【具体的な事業】

- ・水防センター活用事業
- ・小・中・高校生による防災体験事業
- ・窓口支援サービスの導入・活用事業
- ・ICTを活用したシティプロモーション推進事業
- ・町公式キャラクター活用事業 等

※なお、詳細は第3期丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

#### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

#### ④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

本計画に記載する重要業績評価指標達成状況について、毎年度9月頃に外部有識者による評価・検証を行い、検証後は速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

#### ⑤ 事業実施期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和11年3月31日まで